

テクノプラザ 貸出施設利用料金表

平成29年7月1日現在

区分	定員等数		利用料金（消費税込：円）						
	㎡	最大定員数	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 16:00	夜間 17:00～ 21:00	午前及び午後 9:00～ 16:00	午後及び夜間 13:00～ 21:00	全日 9:00～ 21:00	延長料金 (30分 あたり)
プラザホール	319	机・椅子150人 椅子のみ300人	11,930	11,930	15,840	21,390	24,990	33,740	2,390
特別会議室	95	20人	5,140	5,140	6,790	9,150	10,700	14,400	1,030
AV会議室	88	20人	3,910	3,910	5,250	7,100	8,230	11,110	780
第1会議室	101	机・椅子 36人 椅子のみ 75人	3,600	3,600	4,830	6,480	7,510	10,180	720
第2会議室	101	机・椅子 36人 椅子のみ 75人	3,600	3,600	4,830	6,480	7,510	10,180	720
第3会議室	106	机・椅子 42人 椅子のみ 80人	3,810	3,810	5,040	6,790	7,920	10,800	760
研修室	88	机・椅子 48人	3,190	3,190	4,220	5,660	6,580	8,950	640

備 考

1. 附属設備等の利用料は、別途有料です。
2. 第1会議室及び第2会議室は、間仕切りを外すことにより一体利用が可能です。
3. やむを得ない理由により、利用時間区分以外の時間に利用する場合の利用料の額は、30分（当該利用時間30分に満たない端数があるときは、その端数を30分として計算する）につき、この表に定める午前の利用料の額に0.2を乗じて得た額とします。「延長料金」参照
 〈例〉利用時間が12:30～17:00の場合、「12:30～13:00(30分)」、「16:00～17:00(60分)」ということで、延長料金は「30分あたり単価×3」となります。
4. 利用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入します。

テクノプラザ 附属設備単価表

単価(円)

名 称	利用料金(消費税込み)				プラザホール	第1・2・3特別会議室	AV会議室	研修室
	1区分 午前 午後 夜間	2区分 午前～午後 午後～夜間	3区分 全日	区分外 注:単位時間 当たり				
講演者卓	220	400	560	40	●			
司会者卓	220	400	560	40	●			
花台	50	90	130	10	●			
折りたたみステージ	1台	430	770	1,100	90	●		
	2台	860	1,540	2,200	180	●		
	3台	1,290	2,310	3,300	270	●		
	4台	1,720	3,080	4,400	360	●		
	5台	2,150	3,850	5,500	450	●		
同時通訳設備	10,800	19,440	27,540	2,160	●			
映像音声送受信設備	4,530	8,150	11,550	910	●		●	
持込器具 電源利用料	500W	50	90	130	10	●	●	●
	1000W	100	180	260	20	●	●	●
	1500W	150	270	390	30	●	●	●
	2000W	200	360	520	40	●	●	●
	∴	∴	∴	∴	∴	●	●	●
拡声装置	430	770	1,100	90		●	●	●
ワイヤレスマイク	ハンド型	330	590	840	70		●	●
	タイピン型	330	590	840	70		●	●
テレビ	760	1,370	1,940	150		●		●
ビデオデッキ	VHSまたはDVD	430	770	1,100	90		●	●
スクリーン	220	400	560	40		●	●	●
オーバーヘッドプロジェクター	650	1,170	1,660	130		●	●	●
液晶プロジェクター	1,630	2,930	4,160	330		●	●	●
スライド映写機	650	1,170	1,660	130		●		●
コンパクトディスクプレーヤー	330	590	840	70		●		●
ホワイトボード	100	180	260	20				●

※赤字は変更なし箇所です。

●は有料貸出です

※拡声装置及びワイヤレスマイクは単体では利用できません。必ずセットにて申し込み下さい。

注)・利用時間区分外の時間に利用する場合の利用料の額は、30分を単位とします。(以下参照)
 ・この表に掲げる持込器具電源利用料は、利用者が持参した定格消費電力量500ワットごとに徴収するものとします。この場合において、定格消費電力量500ワット未満の端数があるときは、その端数を500ワットとして、計算します。2000Wを越える場合は、500W毎に加算されます。

☆ 単位時間とは、1単位時間＝30分(30分に満たない端数がある場合はその端数を30分)とします。
 〈例〉12:30～17:00の間利用する場合
 前「12:30～13:00(30分)→1単位」、後「16:00～17:00(60分)→2単位」、前後合計すると3単位となり、【区分外】は「単価×3」となります。